

5 水力発電事業の民間譲渡について

1 中部電力㈱との協議状況

水力発電事業の民間譲渡については、中部電力㈱と締結した「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」において、双方が合意した内容や今後の対応方針に沿って、設備や用地の課題解決を進めるとともに、地域貢献課題について協議を行ってきました。

現在の地域貢献課題や設備、用地・権利にかかる協議状況については、次のとおりです。

(1) 地域貢献課題について

ア 合意に至っているもの

① 宮川ダムにおける事前放流

宮川ダムでは、平成16年に計画を上回る洪水が発生したことから、洪水調節機能を強化するため、台風などにより多量の降雨（宮川ダム流域内の総雨量が150ミリを超える降雨）が予想され、治水上必要と判断される場合は、発電用貯水量の一部を洪水が発生する前に放流することにより、洪水を貯めるポケットを大きくする「事前放流」を実施することとしています。

この「事前放流」は、宮川流域の安全を確保するための重要な対策であり、譲渡後も中部電力㈱が継続することで合意しています。

② 三瀬谷ダム湖内の砂利採取

平成16年の災害以降、地元からの要望もあり、砂利採取制度を活用した三瀬谷ダム湖内での土砂除去を行ってきました。中部電力㈱とは、ダム運用に支障のない範囲で継続することで合意しています。

③ 灌漑放流

宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された東海農政局や宮川用土地改良区等との協定に基づいて、三瀬谷ダムなどが運用を行い、農業用水の安定的な取水に協力してきました。中部電力㈱とは、「協定に基づき現在の運用を継続する。」また、「渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。」とすることで合意しています。

④ 三瀬谷ダムの工業用水

三瀬谷ダムに水源を確保している南伊勢工業用水道事業を廃止し、発電専用ダムとして継承することについて、中部電力㈱と合意しています。なお、平成22年3月に南伊勢工業用水道事業の廃止手続きが完了しました。

⑤ 稚鮎の放流

三瀬谷ダム上流の宮川上流漁協に対して、三瀬谷ダム建設時の覚書に基づき、稚鮎放流経費を企業庁が負担しています。中部電力㈱とは、この覚書に基づき

現在の補償を継続することで合意しています。

⑥ 三浦湾漁場環境の保全

宮川第一・第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、三浦漁協との協定に基づき、宮川ダムに濁水が発生した場合には、三浦湾への発電放流を停止しています。中部電力㈱とは、この協定に基づき、現在の運用を継続することで合意しています。

⑦ 三瀬谷ダムの流木除去

三瀬谷ダムに漂着する流木等の除去については、ダム管理者の責務として企業庁が実施しています。中部電力㈱とは、ダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続することで合意しています。

⑧ 三瀬谷ダムの漕艇場

三瀬谷ダム湖は、大台町との協定に基づき、漕艇場として開放しており、各種大会等に活用されています。中部電力㈱とはこの協定に基づき、現在の運用を継続することで合意しています。

⑨ 三瀬谷ダム堰堤の自動車通行

三瀬谷ダム堰堤管理用道路は、宮川を横断する地域住民の生活道路として開放されており、大台町とは管理協定を締結し、町道として認定されています。中部電力㈱とは、この協定に基づき、現在の運用を継続することで合意しています。

⑩ 三瀬谷ダム下流の濁水対策

平成16年の災害以降、宮川が濁るようになり、県として各種の濁水対策を行ってきましたが、三瀬谷ダム下流域に対しては、漁業への影響を緩和するため、企業庁が稚鮎放流に対する協力を行っています。中部電力㈱とは、この対応について合意しています。

イ 概ね合意に至っているもの

⑪ 宮川の流量回復

宮川の流量回復については、現在実施している宮川ダムからの毎秒0.5 m^3 の放流を継続するとともに、譲渡にあたっての新たな条件とした「粟生頭首工直下で毎秒3 m^3 を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万 m^3 を限度に放流する」ことへの協力については、中部電力㈱と合意しています。

なお現在、具体的運用ルールや流量測定方法について細部の調整を行っているところです。

ウ 合意に至っていないもの

⑫ 三浦湾への緊急発電放流

平成16年災害時の出水と同規模の出水が発生した場合に、電気事業者が取り組む地域貢献として、宮川第一・第二発電所で緊急発電放流を行うことを中部電力㈱に対して強く求めてきました。

しかしながら、中部電力㈱からは、「緊急発電放流の効果は限定的であること」や「治水対策として必要であるならば行政の役割であること」、また「高濁水により宮川第一・第二発電所の発電設備が破損するリスクはゼロではないこと」として、受け入れられないとの見解が示され、実施は極めて困難な状況にあります。

⑬⑭ ⑬森林環境保全事業 及び ⑭奥伊勢湖環境保全対策

森林環境保全事業は、三重県が実施する森林環境創造事業に対して、企業庁が、水源涵養による保水力の向上や濁水の防止等の効果が期待できることとして、平成13年度以降、宮川ダム上流域を対象とし、さらに、平成19年度以降は三瀬谷ダム上流域まで対象を拡大し、県補助金相当額（毎年約3千万円）を負担しているところです。

また、奥伊勢湖環境保全対策については、三瀬谷ダム湖に流れ込むゴミや流木の除去を主な目的に、大台町と企業庁で構成する奥伊勢湖環境保全対策協議会を設置し、必要な負担を行い、事業を実施しているところです。

これらの事業についても、発電事業者が地域貢献の一環として実施するものとして、中部電力㈱と協議を行ってきたところですが、当該事業は、電気事業とは直接関係がないとして、その継承について難色を示しているところです。

(2) 設備関係について

老朽化設備の前倒し補修など、課題の解決に向けて引き続き計画的に進めています。

宮川第三発電所の建屋クラックについては、改修方法や施工分担等について協議しています。また、維持管理上必要な設備図書の整理については、中部電力㈱の設備図書を参考に、譲渡後の維持管理に支障とならないよう順次整理を進めています。

さらに、県で取替・処分することとした使用中のPCB含有大型変圧器(5台)については、取替にあたっての設計委託の内容などについて協議を始めています。

<主な設備改修課題>

- ・鉄管塗装等、老朽化施設の前倒し補修
- ・PCB含有変圧器等の取替、宮川第三発電所のクラック、漏水補修等
- ・中部電力㈱が必要としない不要設備の整理

(3) 用地・権利関係について

境界確認、用地測量、用地境界杭設置、管理用図面等の作成業務を引き続き進めています。また、未登記の解消、発電所敷地内の国有地の払い下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施できるよう進めています。

用地境界確認作業は、平成22年5月末時点で全1,229筆のうち1,186筆[96.5%]の確認が終わっています。

また、未登記物件19筆のうち6筆については、処理が完了しました。

2 今後の対応方針

(1) 合意に至っていない地域貢献の3課題について

① 緊急発電放流

緊急発電放流については、中部電力㈱から、「その効果は限定的であり、治水対策として必要であるならば行政の役割であること、また高濁水により宮川第一・第二発電所の発電設備が破損するリスクはゼロではないこと」として、受け入れられないとの見解が示され、その実施は極めて困難な状況にあることから、譲渡条件としないことを考えています。

宮川流域の治水対策については、平成16年の洪水が発生した後、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図ってきました。

こうした対策により、平成16年の台風と同規模の出水に対しても、宮川ダムの洪水調節機能は維持され、下流地域の安全が確保されると考えています。

中部電力㈱は、「事前放流」を譲渡後も継続することで、合意していることから、地元市町等に対しては、こうした治水対策を十分に説明していくなかで、ご理解を得ていきたいと考えています。

② 森林環境保全事業及び奥伊勢湖環境保全対策

当該事業は、地元にとって大切な事業であることから、中部電力㈱と協議を行っていくなかで、施設の譲渡後においても確実に事業の継続が行えるような方策を検討していきたいと考えています。

(2) 設備関係について

土木設備・電気設備等については、具体的な対応方法を協議しながら、課題の解決を図っていきます。

また、使用中のPCB含有大型変圧器5台についても、譲渡までに計画的に取り替えます。

(3) 用地・権利関係について

境界確認、用地境界杭設置、用地測量及び管理用図面等の作成業務を引き続き進めていきます。また、未登記地の解消等についても、譲渡までに実施していきます。

3 今後の対応

(1) 関係地域への説明

合意に至っていない地域貢献3項目について、大台町へは、県としての対応方針を伝えています。

大台町からは、治水対策などについて、宮川上流域の地域住民に対しても直接説明するよう要請されていることから、今後、地域での住民説明会を開催するなど、地域の方々にも丁寧な説明を行い、理解を得ていきます。

(2) 基本的な合意について

譲渡譲受にかかる範囲、譲渡時期、譲渡価格など、譲渡譲受にあたっての本契約の前に、仮契約に相当する基本的な事項について、今年度の早い段階で中部電力㈱と合意ができるよう取り組みます。

(3) 譲渡価格について

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値など、様々な要素を踏まえて検討するなかで、引き続き中部電力㈱と協議を行っていきます。

平成16年の災害以降実施してきた宮川本支川にかかる治水対策事業

宮川床上浸水対策特別緊急事業（直轄 事業中）

事業箇所：伊勢市中島・大倉

全体事業費：約114億円

事業期間：平成18年度～平成23年度（予定）

事業内容：築堤護岸 $L = \text{約}3.4 \text{ km}$ 、河道掘削 $V = \text{約}57 \text{ 万 m}^3$
樋門・樋管 9箇所

横輪川災害復旧助成事業（補助 完了）

事業箇所：伊勢市津村町・円座町・上野町

全体事業費：約42億円

事業期間：平成16年度～平成20年度

事業内容：築堤護岸 $L = \text{約}1.8 \text{ km}$ 、橋梁、樋門・樋管

砂防事業（災害関連、激甚災害対策特別緊急 補助 完了）

事業箇所：大台町地内

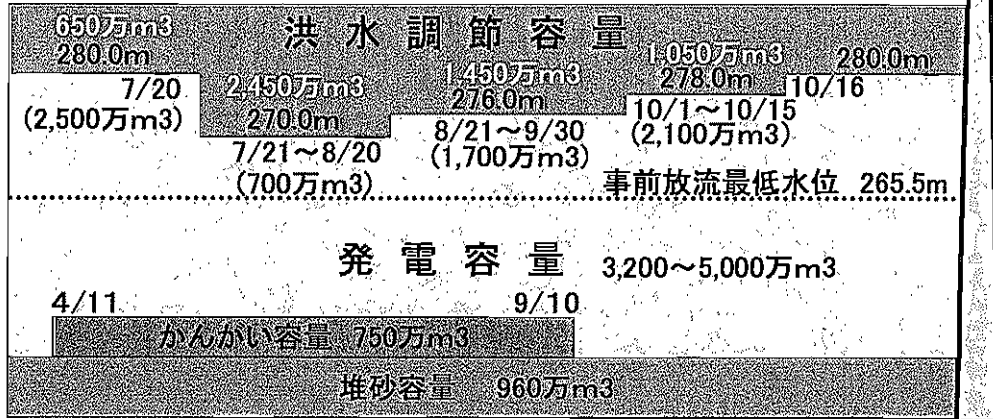
全体事業費：約105億円

事業期間：平成16年度～平成20年度

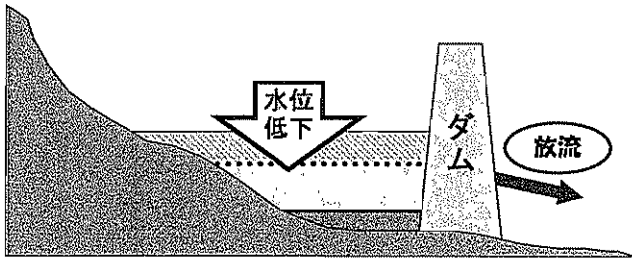
事業内容：砂防堰堤等 25基、流路工等

宮川ダムの洪水調節方法について

容量配分図

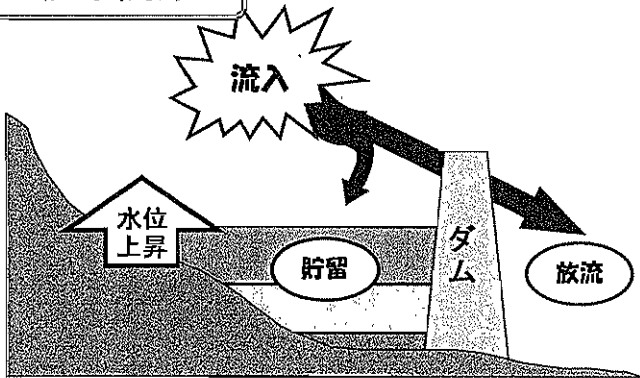


事前放流



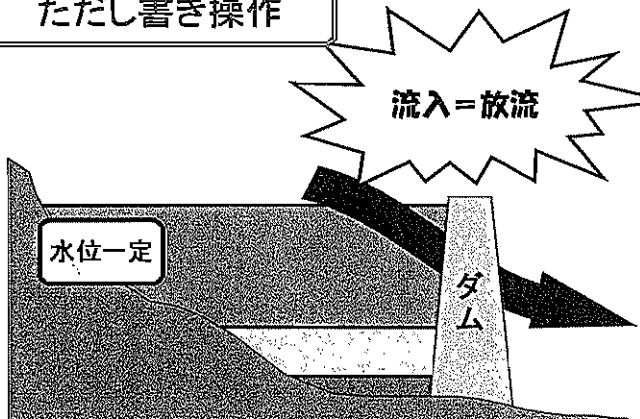
- 平成17年8月1日 運用開始
- 台風や前線等の影響により、流域内の総雨量が150mmを超えると予測される場合、必要に応じて発電用に貯留した水の一部を、洪水が発生する前に放流し、洪水調節のための容量を一時的に増加させる操作
- 事前放流の最低水位は、ゲート数高のEL265.5m
- 放流量は無害流量である600m³/sを限度
- 現在まで事前放流の実績なし

洪水調節



- 平成19年7月14日 操作規則変更
 - ・洪水量を500m³/sから600m³/sへ見直し
 - ・洪水調節方法の見直し(一定率・一定量方式)
- 流入量が600m³/sに達した時点から洪水調節開始
- 流入量が600~2500m³/sの間は、流入量の600m³/sを超える分の約53%を貯留(一定率放流)
- 流入量が2500m³/s以上の場合、1500m³/sの一定量放流

ただし書き操作



- ダムの水位がサーチャージ水位(洪水時最高水位)を超えると予測される場合、通常の調節方法から放流量が流入量に等しくなるような操作を行い、水位の上昇を抑える
- 貯水水位が「ただし書き操作」開始水位(EL280.7m)を超え、さらにサーチャージ水位(洪水時最高水位 EL283m)を超えると予測される場合、「ただし書き操作」に移行
- 宮川ダムでは、過去3回「ただし書き操作」を実施
 - ・平成 4年8月洪水
 - ・平成13年8月洪水
 - ・平成16年9月洪水

6 新エネルギーに関するこれまでの取組状況について

三重県では平成 12 年 3 月に「三重県新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進に取り組んできました。

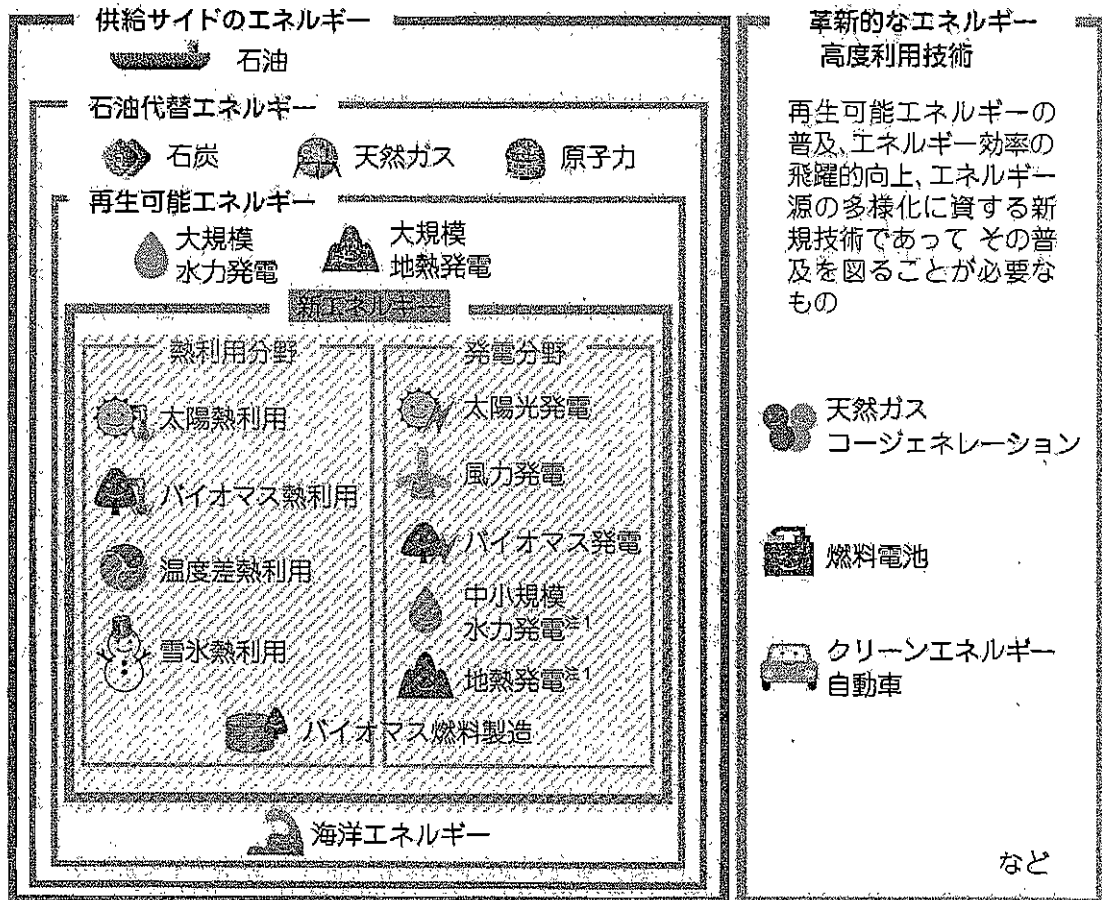
前回ビジョンの改定を行った平成 17 年 3 月以降の主な新エネルギーを取り巻く状況の変化、導入目標に対する進捗等については次のとおりです。

1 国内の新エネルギーを取り巻く状況の変化

(1) 政令の改正

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」(平成 9 年 4 月 18 日法律第 37 号)による新エネルギーの定義では、新エネルギーとは以下に示すとおりとなっています(下図の網掛け部)。

平成 20 年 4 月に改正された政令の主な内容は、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、クリーンエネルギー自動車等新エネルギーの定義から削除され、革新的なエネルギー高度利用技術と整理されたほか、廃棄物発電が削除されました。



(注 1) 新エネルギーに属する地熱発電はバイナリ方式のもの、水力発電は未利用水力を利用する 1,000kW 以下のものに限る。

(出典：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) パンフレット)

(2) 国の住宅用太陽光発電補助制度

国の住宅用太陽光発電設置に対する補助制度は平成17年度末で廃止されましたが、平成21年1月から国の補助制度が再開されました。補助単価は1kWあたり7万円で、一般家庭で平均的な出力3.5kWを設置した場合、1戸あたりの補助額は、約25万円となります。

(3) 太陽光発電の新たな買取制度

平成21年11月から、太陽光発電によって発電した電力のうち、自家消費しない余剰電力を電力会社が買い取る制度が開始されました。その買取コストは電気を使用する全ての方々に負担をするものです。

＜太陽光発電買取価格（1kWhあたり）＞

	新たな買取価格
住宅用	48円※1（39円）※2
非住宅用	24円（20円）

※1 太陽光パネル出力が10kW以上500kW未満の場合は24円

※2 () 書きは、自家用発電等併設（ダブル発電）の場合

(4) 再生可能エネルギーの全量買取制度の検討

エネルギー源の多様化、地球温暖化対策のみならず、環境関連産業育成の観点からも重要な再生可能エネルギーの導入拡大のため、平成21年11月に国において再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチームが設置され、検討が進められています。

(5) 地球温暖化対策基本法案

温室効果ガスの排出量の中期目標として、2020年までに1990年比で25%削減すること、また、再生可能エネルギーの供給量の中期目標として、2020年までに一次エネルギー供給量に占める割合を10%に達するようにすることを盛り込んだ地球温暖化対策基本法案が平成22年3月に閣議決定されました。

(6) 新成長戦略

平成21年12月に新成長戦略（基本方針）が閣議決定され、強みを活かす成長分野として環境・エネルギーが掲げられました。この基本方針に沿って、平成22年6月を目途に新成長戦略が取りまとめられる予定です。

(7) エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法に基づくエネルギー需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であるエネルギー基本計画について、成長戦略の策定や地球温暖化対策に係る検討とも連携して見直しの検討が進められています。

2 県内の新エネルギー種類別導入目標に対する進捗と課題

新エネルギービジョンでは、新エネルギーの種類ごとに導入目標を設定し、平成 22 年度末までの目標を設定しています。平成 20 年度末時点での導入目標に対する進捗は全体で 80.9%となっています。その進捗状況等については次のとおりです。

(1) 太陽光発電

【H22 年度目標値】 75,000kW 【H20 年度末実績（進捗率）】 38,435kW (51.2%)

価格低下が進んでいるものの依然として経済性の課題があります。今後の国の補助制度や再生可能エネルギーの全量買取制度の動向を注視し、適切な県民等への情報提供などが必要です。

(2) 風力発電

【H22 年度目標値】 102,000kW 【H20 年度末実績（進捗率）】 34,057kW (33.4%)

導入実績が増加傾向にあったため平成 17 年度に目標値を上方修正しましたが、全国的に自然環境保全の観点や騒音・低周波音など環境への影響が懸念されています。国において自然環境保全に対する考え方や騒音・低周波音の実態の解明に基づく法整備や設置基準等の整備が必要です。

(3) バイオマス発電

【H22 年度目標値】 6,000kW 【H20 年度末実績（進捗率）】 1,460kW (24.3%)

(4) バイオマス熱利用

【H22 年度目標値】 19,000kL 【H20 年度末実績（進捗率）】 27,660kL (145.6%)

バイオマスは発生分布が広く薄いうえにエネルギー密度が低いため、収集・運搬の負担が大きいことなど経済性の課題があります。

再生可能エネルギーの全量買取制度の動向を注視するなど、事業者等への適切な情報提供が必要です。

(5) コージェネレーション

【H22 年度目標値】 434,000kW 【H20 年度末実績（進捗率）】 412,001kW (94.9%)

主に産業分野への導入が進んでいます。省エネルギーの観点からも関連施策と連携した普及啓発が必要です。

(6) 燃料電池

【H22 年度目標値】 50,000kW 【H20 年度末実績（進捗率）】 1,039kW (2.1%)

家庭用として平成 21 年に販売が開始されたものの経済性の課題があります。今後の低コスト化や国の補助制度など適切な情報提供を行うことが必要です。また、水素インフラ整備などの課題もありますが、県では関連技術の集積や今後の成長性分野としても期待されることから、産業施策と連携した取組が必要です。

(7) クリーンエネルギー自動車

【H22年度目標値】22,000台 【H20年度末実績（進捗率）】8,220台（37.4%）

国のエコカー減税・補助金によりハイブリッド車の普及が進んでいますが、最近では産業施策としても電気自動車が注目されており、規格化や充電インフラ整備等を検討していく必要があります。

(8) 廃棄物発電

【H22年度目標値】43,000kW 【H20年度末実績（進捗率）】43,090kW（100.2%）

一定の施設が整備されていますが、今後も各自治体等において処理施設の更新に合わせた検討が必要です。

3 今後の取組

平成22年度に新たなビジョンの策定を行っていく中で、これまでの県の取組に対する総括について整理を行っていきます。

また、新たなビジョンの策定にあたっては、関連する計画等との整合を図るほか、昨年度の地域経済活性化対策調査特別委員会からの報告や今年度設置される新エネルギー調査特別委員会での議論も踏まえて検討を行っていきます。

新エネルギー導入の目標と実績（平成20(2008)年度末）

	新エネビジョン策定時	導 入 実 績			新エネビジョン導入目標	平成20(2008)年度末の進捗率
	平成11(1999)年度末	平成12(2000)年度末	平成20(2008)年度末	平成22(2010)年度末		
太陽光発電	1,046 kW (256 kl)	3,240 kW (794 kl)	38,435 kW (9,418 kl)	75,000 kW (18,378 kl)		51.2%
(参考) [うち県施設]	[85 kW]	[133 kW]	[1,161 kW]	-		
風力発電	3,000 kW (1,202 kl)	3,000 kW (1,202 kl)	34,057 kW (15,256 kl)	102,000 kW (45,690 kl)		33.4%
バイオマス発電	-	-	1,460 kW (2,044 kl)	6,000 kW (7,900 kl)		24.3%
バイオマス熱利用	-	-	27,660 kl	19,000 kl		145.6%
コージェネレーション	186,438 kW (60,998 kl)	264,333 kW (86,173 kl)	412,001 kW (134,471 kl)	434,000 kW (149,084 kl)		94.9%
うち燃料電池	1,000 kW (478 kl)	0 kW	1,039 kW (497 kl)	50,000 kW (23,900 kl)		2.1%
クリーンエネルギー自動車	378 台 (226 kl)	737 台 (442 kl)	8,220 台 (4,932 kl)	22,000 台 (13,200 kl)		37.4%
廃棄物発電	30,000 kW (39,697 kl)	30,800 kW (40,755 kl)	43,090 kW (57,018 kl)	43,000 kW (56,899 kl)		100.2%
従来型一次エネルギーの削減量合計 (原油換算)	102,379 kl	129,366 kl	250,799 kl	310,000 kl		80.9%

※ () 内は従来型一次エネルギーの削減量(原油換算)。

7 IT調達・運用管理の取組について

1 本県の情報システムの現状

(1) 情報システムの現状

三重県で運用を行っているシステムのうち、平成21年度に予算を執行したシステムは、知事部局、教育委員会、警察本部、企業庁、病院事業庁等を合わせ、全体で191システムでした。(別冊2：三重県の情報システム一覧参照)

平成21年度に新規に開発したシステムは、「中小システム統合サーバ」、「リモート保守環境」等があり、再構築等を行った主なシステムは、「財務会計・予算編成支援システム」、「環境総合情報システム」、「図書館総合情報システム」があります。

情報システムの導入により簡素で効率的な行政を実現することによって生み出される経営資源を、県民しあわせプランの実現や県民サービス向上のために活用していくこととしています。また、インターネット等を活用して情報公開を進め、行政の透明性を高めています。

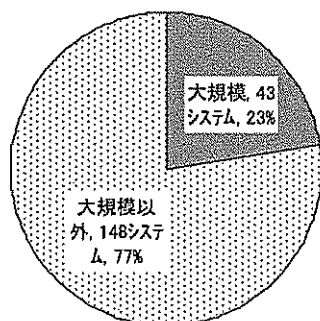
(2) 情報システムの契約の状況

平成21年度における県全体の情報システムの予算額は約59億円で、契約額の総額は約54億6千万円でした。そのうち大規模システム*が約46億5千万円で全体の85%を占めています。(別冊2：大規模システムの概要参照)

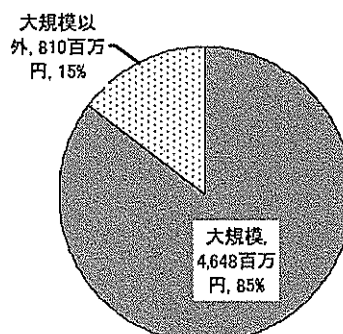
大規模システムの経費のうち、システム開発やコンピュータの購入費等のイニシャルコストは約14億円であり、システム保守やコンピュータのリース費用、回線使用料等のランニングコストは約32億5千万円でした。全体の経費のうち、ランニングコストの占める割合は70%となっています。

※大規模システム：年間経費(将来見込みを含む。)が5千万円以上のシステムを大規模システムとしています。(平成21年度決算分から43システムが該当)

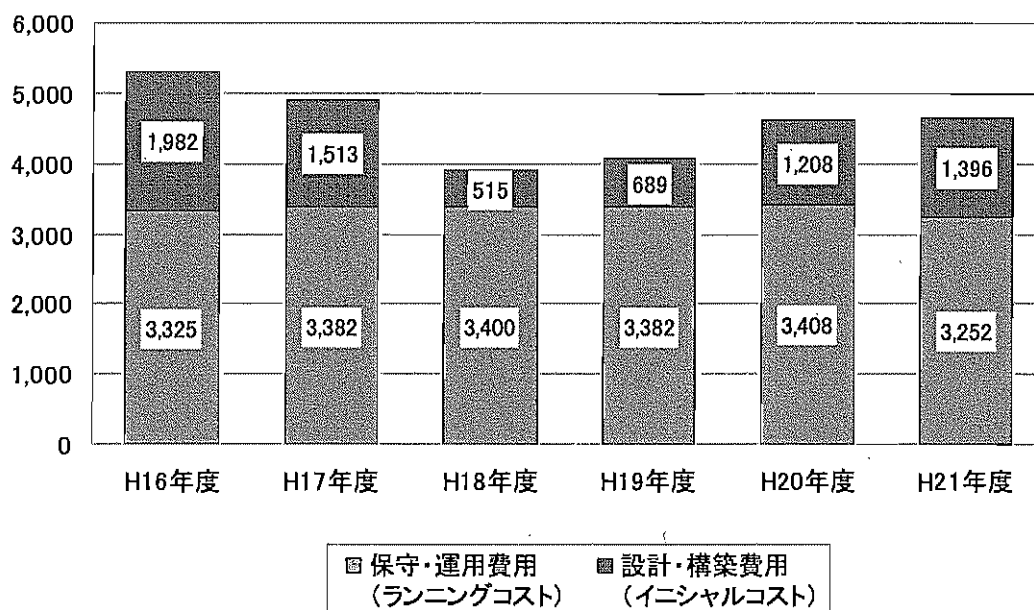
システム数の割合(平成21年度)



契約額の割合(平成21年度)



大規模システムの契約額推移(単位:百万円)



2 全庁的な基盤システムの運用

(1) 県民サービスの充実

ITを積極的に活用することで行政サービスの充実を図り、県民満足度の向上を目指していきます。

- ① 「県のホームページ」による県民への情報提供では、各部局が簡単に掲載できる仕組みを整え、最新情報を提供しています。これにより県政の動きをいち早く知っていただいたり、災害などへの対応をしていただけます。

※ 月間平均アクセス件数(平成 21 年度): 約96万件

- ② 「電子申請・届出システム」では、インターネットを利用して県の行政手続ができるため、県事務所の窓口に来ていただく必要がなく、手続きの軽減と効率化が図られ、時間や経費が節約されます。

※ 電子申請件数(平成 21 年度): 12, 597件

※ 申請様式のダウンロード件数(平成 21 年度): 111, 497件

- ③ 「GIS (地理情報システム)」では、インターネットで提供するGISや地図情報を自由に編集できるソフトウェアである「M-GIS (簡易型GIS)」を無料公開し、様々な行政情報を地図上でわかりやすく閲覧したり、入手したりすることができます。

※ インターネット版GISアクセス件数(平成 21 年度): 250, 749件

※ M-GIS ダウンロード累計件数(平成 21 年度末): 44, 715件

(2) 行政の業務効率化

厳しい財政状況の中で、ITを積極的に活用することにより、簡素で効率的な行政を実現していくことができます。

- ① 事務の効率的な処理に向け、職員一人一台パソコンを整備するとともに、電子メールやスケジュール管理などのグループウェア、「会議室・公用車予約システム」、「アンケートシステム」、「テレビ会議システム」等、様々な利活用システムを導入し、職員の情報共有や事務の効率化を図っています。

※ グループウェア月平均アクセス件数(平成 21 年度): 約95万件

※ テレビ会議利用件数(平成 21 年度): 812件

- ② 「総合文書管理システム」では、行政文書の収発、起案、決裁、保存、情報公開を経て廃棄に至るまでの全般を電子化することにより、県内部の情報処理だけでなく、情報公開を積極的に推進しています。

※ 総合文書管理システム利用件数(平成 21 年度): 約63万4千件

※ ホームページでの文書件名公開件数(平成 22 年 3 月登録分まで): 約260万件

3 IT調達適正化に向けた今後の取組について

IT調達の適正化を図るため、引き続き予算要求前審査及び契約前審査を実施するとともに、各部局の調達担当者に対しては、CIO補佐官の協力のもと、調達の各段階において適切な支援を実施します。

また、昨年度改正を行った情報システム調達ガイドラインについては、研修や説明会を通じて調達担当者へ周知を行い、審査、支援の中で活用していくとともに、今後もシステム開発・運用段階におけるプロジェクト管理を追加するなど内容の充実を図り、一層の適正な調達に取り組めます。

※ CIO補佐官について

県のCIO補佐官は、アクセンチュア株式会社シニアマネージャー山根真一氏ですが、CIO補佐官と支援スタッフによるチームでの支援をCIO補佐業務として、アクセンチュア株式会社に業務委託しています。

8 住民基本台帳ネットワークシステムの条例による利用について

1 住民基本台帳ネットワークシステムの条例による利用について

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化したもので、これにより行政機関等に対する本人確認情報（注）の提供や市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行っています。

本人確認情報の利用及び提供については、既に県において利用及び提供を行っている住民基本台帳法に掲げる事務のほか、都道府県知事は、同法第30条の8第1項第2号等の規定に基づき、県が条例を定めた場合はその条例に定める事務についても、住基ネットで本人確認情報の利用及び提供を行うことができるとされています。

（注）本人確認情報

住民票の記載事項のうち、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）、住民票コード及びこれらの変更情報のこと

○住民基本台帳法第30条の8第1項

（都道府県における本人確認情報等の利用）

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

- 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
- 二 条例で定める事務を遂行するとき。
- 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。
- 四 統計資料の作成を行うとき。（以下略）

2 条例の制定について

本県におきましては、全国で住基ネットの差止め等訴訟が提起される中で、本県も他府県等とともに被告として訴訟が提起されたことなどから、条例の制定については慎重に検討することとしていました。

しかし、住基ネット訴訟については、平成20年3月に行政側勝訴の最高裁判決がなされ、本県が被告（被控訴人）となっていた訴訟も、平成20年5月に大阪高裁で本県勝訴の判決が確定しています。

また、住基ネットの稼働開始から8年近くが経過しましたが、安定した稼働を継続しています。

こうしたことから、本県としても、住基ネットをさらに有効活用し、住民の利便性の向上と行政事務の効率化に資するため、条例を制定し、条例による本人確

認情報の利用及び提供を行っていきたいと考えています。

なお、住基ネットの都道府県における条例による利用については、平成22年4月現在において既に31都県で実施されており、全国的に本人確認情報の利用拡大が進んでいます。

3 条例制定の効果

実際に利用する事務については、現在、庁内の関係室と協議中であり、本人確認情報の保護に関する審議会の審議や、議会でのご議論を経て決定する必要がありますが、例えば下記のような事務で利用することによる効果が考えられます。

①条例による恩給の支給関係事務

現況確認のために県から送付された受給権調査書類に必要事項を記載し、住民票の写し（又は市町村長の証明）を添付して返送する手続きが不要となり、受給者の方の負担が軽減されます。

②地方税の賦課、徴収関係事務

引越等により納税通知書が返送された場合に、納税者の住所を確認するために、住民票の写しを市町に公用請求して取得していますが、その手続きが不要となり、県と市町の双方の作業時間と経費が削減されます。

4 条例制定までのスケジュール

平成22年6月	利用事務の検討
6月21日	常任委員会での報告
7～9月	条例案作成
	本人確認情報の保護に関する審議会 諮問～答申
10月	常任委員会（条例素案説明） パブリックコメントの実施
11月	第2回定例会（11月会議）に条例案提出
平成23年4月	条例施行

住民基本台帳ネットワークシステムの条例による利用状況

平成22年4月1日現在

都道府県名	事務数	主 な 事 務
岩手県	33事務	県税の賦課・徴収事務、県退隠料条例に係る年金支給事務等
宮城県	18事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
秋田県	9事務	県税の賦課・徴収事務、県退職年金条例に係る年金支給事務等
山形県	14事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
福島県	15事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
茨城県	6事務	県税の賦課・徴収事務、県退職年金条例に係る年金支給事務等
栃木県	7事務	県税の賦課・徴収事務
群馬県	4事務	県税の賦課・徴収事務
埼玉県	26事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
東京都	29事務	都税の賦課・徴収事務、都恩給条例に係る年金支給事務等
神奈川県	8事務	県税の賦課・徴収事務、心身障害者扶養共済に係る年金支給事務等
石川県	22事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
福井県	9事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
長野県	3事務	県税の賦課・徴収事務、県退職年金条例に係る年金支給事務等
岐阜県	4事務	県税の賦課・徴収事務、県退隠料条例における年金支給事務
静岡県	15事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
滋賀県	23事務	県税の賦課・徴収事務、県退隠料条例に係る年金支給事務等
兵庫県	30事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
和歌山県	9事務	県税の賦課・徴収事務、県退職年金条例に係る年金支給事務等
鳥取県	9事務	青少年健全育成条例に係る届出事務、県退職年金条例に係る年金支給事務等
島根県	34事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
岡山県	1事務	特定非営利法人の認証事務
広島県	56事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
山口県	8事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
香川県	19事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
愛媛県	8事務	県恩給条例に係る年金給付事務、心身障害者扶養共済に係る届出事務等
福岡県	10事務	県税の賦課・徴収事務、県退職年金条例に係る年金支給事務等
佐賀県	11事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
長崎県	4事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
熊本県	3事務	県恩給条例に係る年金給付事務、心身障害者扶養共済に係る年金支給事務等
大分県	12事務	県税の賦課・徴収事務、県恩給条例に係る年金支給事務等
31都県		

住民基本台帳カードの交付状況(平成22年3月末現在)

団体名	H22. 3. 31 住基人口 (速報値)(A)	平成21年度 交付枚数	累計交付枚数 (B)	交付率 (B)／(A)
津市	281,758	1,564	8,005	2.84%
四日市市	305,277	1,519	7,281	2.39%
伊勢市	132,934	1,315	7,699	5.79%
松阪市	167,281	939	5,077	3.04%
桑名市	138,750	717	3,223	2.32%
鈴鹿市	194,313	1,024	4,604	2.37%
名張市	82,264	2,903	6,961	8.46%
尾鷲市	21,272	116	680	3.20%
亀山市	47,751	189	836	1.75%
鳥羽市	22,269	69	491	2.20%
熊野市	20,080	90	421	2.10%
いなべ市	45,340	135	679	1.50%
志摩市	57,871	273	1,336	2.31%
伊賀市	95,718	1,080	3,562	3.72%
市計	1,612,878	11,933	50,855	3.15%
木曾岬町	6,600	21	117	1.77%
東員町	25,324	93	441	1.74%
菰野町	40,153	163	735	1.83%
朝日町	9,425	48	177	1.88%
川越町	13,595	46	287	2.11%
多気町	15,593	265	2,305	14.78%
明和町	23,285	72	423	1.82%
大台町	10,668	39	178	1.67%
玉城町	15,362	59	494	3.22%
度会町	9,027	70	236	2.61%
大紀町	10,312	134	270	2.62%
南伊勢町	16,161	12	177	1.10%
紀北町	19,228	143	483	2.51%
御浜町	9,753	37	206	2.11%
紀宝町	12,339	22	155	1.26%
町計	236,825	1,224	6,684	2.82%
合計	1,849,703	13,157	57,539	3.11%

9 三重県過疎地域自立促進方針（案）の概要について

1 意義

過疎地域自立促進特別措置法（以下『過疎法』という。）の一部改正（平成22年4月1日施行）に伴い、改正後の過疎法第5条の規定に基づき、「三重県過疎地域自立促進方針（以下『方針』という。）」を策定します。

この方針は、県内の過疎地域の自立促進を図ることを目的として定めるもので、県及び市町は、この方針に基づき、今後、「過疎地域自立促進計画」を策定します。

2 対象期間及び対象地域

(1) 対象期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

(2) 対象地域 津市の一部（美杉地域）、松阪市の一部（飯南地域、飯高地域）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町の9市町。

3 策定手法

- ・過疎地域関係市町とともに三重県過疎地域対策研究会を設置し、地域課題の共有化、方針に対する意見の集約を図りました。
- ・県庁内に過疎対策事業連絡会議を設置して、各部局と連携して方針の検討を行いました。

4 方針（案）の構成

過疎法第5条第2項各号をふまえて、10項目で構成しています。〔別紙1参照〕「1 基本的な事項」では、過疎地域の現状と問題点を整理したうえで、過疎地域自立促進の基本的な方向を示し、2号以下では、分野別の方針を示しています。

〔基本的な方向〕

- 地域の創意工夫に基づく自主的・主体的な取組を基本とした、自立・持続可能な地域社会の実現をめざし、過疎地域の自立を促進します。
- 方針、県及び市町の「過疎地域自立促進計画」の策定にあたり考慮すべき5つの方向を示します。
 - (1) 地域・住民の抱える課題を直視した生活支援
 - (2) 地域資源を活用した地域振興の取組
 - (3) 公益的機能の保全と都市との共生・互惠関係の構築
 - (4) ソフト対策の積極的展開
 - (5) 多様な主体の参画による地域の自治力の向上

5 今後の対応

各部局及び市町との調整を図りつつ、7月に国との協議を開始します。

また、県の「過疎地域自立促進計画（案）」については、9月を目標に、策定に向けた検討作業を行います。

過疎地域自立促進特別措置法(抄)

(過疎地域自立促進方針)

第五条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）を定めることができる。

2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の自立促進に関する基本的な事項

二 過疎地域における農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

三 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通通信体系の整備、過疎地域における情報化並びに地域間交流の促進に関する事項

四 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

五 過疎地域における高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

六 過疎地域における医療の確保に関する事項

七 過疎地域における教育の振興に関する事項

八 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3 都道府県は、自立促進方針を作成するに当たっては、過疎地域を広域的な経済社会生活圏の整備の体系に組み入れるよう配慮しなければならない。

4 都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができる。

6 前項の規定による要請があったときは、都道府県は、速やかに、自立促進方針を定めるものとする。

○方針の位置づけ等

三重県過疎地域自立促進方針は、過疎法第5条の規定に基づき策定するもので、県及び市町は、この方針に基づき、過疎地域自立促進計画を策定します。

- ▶ 計画期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間
- ▶ 対象地域 津市の一部（美杉地区）、松阪市の一部（飯南・飯高地区）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

○これまでの経緯

三重県過疎地域対策研究会

- ・ 県及び過疎市町で設置。
- ・ 過疎地域の現状と課題について情報共有。
- ・ 県方針に対する市町の意見聴取。
- ・ 市町計画策定のための情報交換

三重県過疎対策事業連絡会議

- ・ 県各部局長等により構成される連絡会議、各部局の総務室長等により構成される幹事会の設置。
- ・ 方針及び県計画策定に向けた検討。

■過疎地域自立促進特別措置法の改正概要

- 失効期限の延長（平成27年度末まで6年間延長）
- 過疎地域の要件の追加（尾鷲市・鳥羽市が新たに指定）
- 過疎地域自立促進のための特別措置の拡充
 - ・ 過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充
 - ・ 過疎対策事業債の対象施設の追加
 - ・ 国税に係る減価償却の特例の拡充
 - ・ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充

◆三重県過疎地域自立促進方針【案】
（平成22年度～平成27年度）

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

- ・ 急速な人口減少と高齢化
- ・ 自主財源に乏しい財政構造
- ・ 地域産業の活力低下と雇用の場の不足
- ・ 公益的機能の低下
- ・ 生活基盤の整備の遅れ

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

地域の創意工夫に基づく自主的・自立的な取組を基本とした、自立・持続可能な地域社会の実現をめざし、過疎地域の自立を促進します。

- ① 地域・住民の抱える課題を直視した生活支援
- ② 地域資源を活用した地域振興の取組
- ③ 公益的機能の保全と都市との共生・互惠関係の構築
- ④ ソフト対策の積極的展開
- ⑤ 多様な主体の参画による自治力の向上

個別事項

2 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発

- (1) 産業振興の方針
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光振興、レクリエーション
- (5) 雇用支援

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- (1) 交通通信体系の整備の方針
- (2) 県管理道路及び市町村道の整備
- (3) 農道、林道、漁港関連道の整備
- (4) 交通確保対策
- (5) 電気通信施設の整備
- (6) 情報化の推進
- (7) 地域間交流の促進

4 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針
- (2) 簡易水道、生活排水処理施設等の整備
- (3) 消防力の強化
- (4) 防災力の強化

5 高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

- (1) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進の方針
- (2) 高齢者の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策
- (3) 障がい者の保健、福祉の向上及び自立支援の促進
- (4) 児童その他の保健、福祉の向上及び増進を図るための対策

6 医療の確保

- (1) 医療の確保の方針
- (2) へき地医療対策

7 教育の振興

- (1) 教育振興の方針
- (2) 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備
- (3) 体育施設、社会教育施設等の整備と活用

8 地域文化の振興等

- (1) 地域文化の振興等の方針
- (2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

9 集落の整備

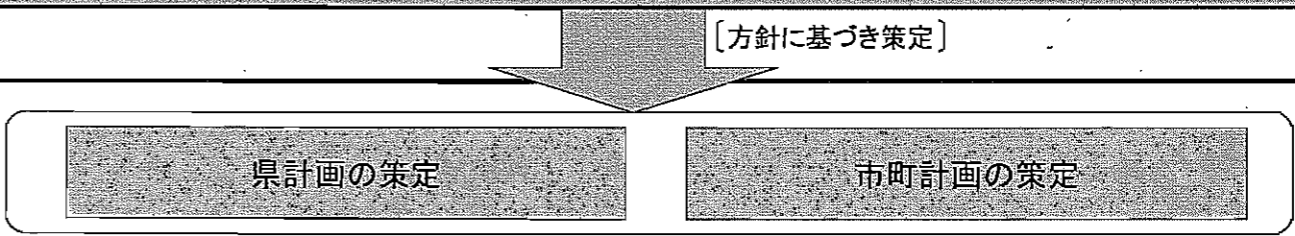
- (1) 集落整備の方針
- (2) 集落の再編整備
- (3) 集落の維持、コミュニティの活性化

10 地域づくりの推進

- (1) 県と市町の地域づくりの連携・協働
- (2) 「美(うま)し国おこし・三重」の取組

○今後のスケジュール

【方針】 6月下旬～ 各部局及び市町との調整
7月中旬 国との協議開始（約1ヶ月で同意予定）



10 宮川流域ルネッサンス事業の今後の取組方針（案）について

1 経 緯

宮川流域ルネッサンス事業は、平成10年2月に「宮川流域ルネッサンス・ビジョン」を策定し、同年12月には2010年度（平成22年度）を目標とした基本計画を策定しました。また、4年単位に実施計画を策定し、現在は第3次実施計画（平成19年度～平成22年度）に基づく事業を展開しています。

宮川流域ルネッサンス事業の4つの基本理念

- I 清流や森林、溪谷、干潟など豊かな自然の保全・再生
- II 豊かで清らかな川の流れを甦らせる健全な水循環の構築
- III 川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展
- IV 自然環境と調和した魅力ある流域づくり

2 これまでの取組の評価

地域と取組の方向性を共有したうえで事業を推進したことにより、流域の社会基盤の整備や各課題に対応した計画の策定等が行われ、地域主体の取組も推進されました。しかし、依然として宮川流域をめぐる解決すべき課題が次のように残されています。

「水」問題に関する評価

宮川ダム選択取水整備の設置をはじめ、自然環境に配慮した河川改修が推進されました。住民による環境保全に向けた取組も拡大し、宮川が、国土交通省による河川水質全国調査で高い評価を受けるなど、日本有数の清流として認知されてきています。流量回復に向けては、当面の流量回復目標を宮川ダム直下で達成し、粟生頭首工直下でも達成に向けた関係者との協議が進められています。

「環境」問題に関する評価

奥伊勢地域の自然公園の整備や森林・農地の公益的機能を発揮させるための事業が実施され、生活排水処理施設などの基盤整備が推進されています。また、環境美化活動の推進など地域の主体的な取組も展開されました。しかし、森林経営を巡る厳しい状況等から、保安林指定や造林未済地の縮小は計画どおりに進まず、野生動物による被害も増加傾向にあります。

「地域振興」問題に関する評価

地域資源である自然環境を生かした取組を推進し、地場産業の推進や雇用の場の確保につなげるとともに、地域産業の振興に向けては、流域産品の特産品化や集客交流の促進など様々な取組が進められています。また、宮川流域ルネッサンス協議会では、宮川流域案内人の活動支援など多様な主体が参画する地域づくりに取り組んでいます。しかし、宮川上流域を中心に過疎・高齢化が進み、地域の経済は依然として厳しい状況にあります。

3 平成 23 年度以降の取組方針（案）について

宮川流域ルネッサンス事業は、流域圏づくりのモデル事業としての推進により取組が地域に定着しました。そのため、今後の流域圏づくりについては、流域市町が主導して取り組むことが必要です。一方、宮川流域においては、「水」、「環境」、「地域振興」問題など県として対応すべきものが依然として多く存在しており、県も広域的自治体として市町の地域づくりを支援していく必要があります。

以上のことから、平成 23 年度以降の宮川流域の取組は、「地域課題への対応」を基本として取組方針を策定していきます。

なお、取組方針（案）の内容については、宮川流域ルネッサンス協議会を通じて流域市町の理解を得られるよう協議を行います。

(1) 地域主体の取組への移行について

宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組を通じて、宮川流域ルネッサンス協議会による多様な主体が参画する取組の基盤が整備されました。

同協議会では、流域市町の首長等が出席する総会での合意に基づき、平成 23 年度以降の取組に向け、宮川流域ルネッサンスの基本理念を継承した事業計画の策定や地域主導の組織体制等について検討されていることから、宮川流域ルネッサンス事業の取組の主体については地域に移行していきます。

(2) 県としての関与について

① 宮川流域に残る地域課題への対応

これまでの宮川流域ルネッサンス事業の取組を通して、基盤整備や課題に対応する計画等の策定は推進されたものの、環境保全や地域振興問題といった流域を取りまく課題が依然として多く存在します。特に奥伊勢地域は、地理的な条件等から地域経済は依然として停滞しており、地域からも当該地域の資源を生かした振興策の推進が強く求められています。

以上のことから、県庁内に「宮川流域ルネッサンス事業推進調整会議」を引き続き設置し、関係各部署が連携して宮川流域の課題に対応する体制を整備し

ます。

② 宮川流域ルネッサンス協議会への参画

下記の点をふまえ、地域主体の取組を推進する多様な主体の一員として宮川流域ルネッサンス協議会に参画します。

・広域的な取組への支援

宮川流域ルネッサンス事業のこれまでの取組を通じて、宮川が日本一の清流に返り咲き、全国に誇れる輝きを取り戻しつつあります。この取組は、宮川を軸に行う流域市町と県、国関係機関の連携・協働を核に、多様な主体が参画して推進していることから、広域的エリアをカバーできる県として、その取組を支援していきます。

・「^美し国おこし・三重」との連携

本県は、自立・持続可能な地域づくりをめざす「^美し国おこし・三重」の取組を地域の多様な主体の一員として全庁をあげて推進しています。この取組と宮川流域ルネッサンス協議会の取組がタイアップすることにより、地域の先導的取組として発展していくことが期待されるため、それぞれの取組の連携を推進していきます。

11 熊野古道を活かした地域活性化について

1 現状

世界遺産である熊野古道は、東紀州地域活性化の核となる資源であり、その保全と活用については、熊野古道に関わる地域の人びとや市町とともに、「価値に気づく」、「守り伝える」、「伊勢路を結ぶ」を目標に取り組んできました。平成21年度は「紀伊山地の霊場と参詣道」が登録5周年を迎えたことから、県や市町、地域や関係機関等が約160の記念事業を実施し、熊野古道の魅力を広く発信し、来訪者と地域の人びととの交流を進めました。

こうした取組や紀勢自動車道の紀勢大内山ICまでの供用開始（平成21年2月）、高速道路使用料金の休日割引などにより、平成21年の東紀州地域管内の熊野古道への来訪者数は約20万人（前年比34.8%増）となり、東紀州地域への観光入込客数も約163万人（前年比3.6%増）となりました。

2 課題

世界遺産登録5周年を契機に弾みがついた地域活性化の気運を持続し、さらなるステップアップをはかっていくため、地域が主体となって取り組む熊野古道を活かした集客交流や地域づくりを支援することにより、地域の活性化をはかる必要があります。

3 今後の対応

5市町、観光・産業関係団体等、多様な主体と連携し、地域のコーディネーターである東紀州観光まちづくり公社、集客交流拠点である熊野古道センター及び紀南中核的交流施設を活用しながら、熊野古道を中心とする地域資源を活かした地域の活性化を引き続きはかっていきます。

(1) 熊野古道を活かした集客交流と地域づくり

熊野古道の価値や魅力を地域の人びとが自ら紹介していく「熊野古道まちなか案内所」の整備や、熊野古道を育み守ってきた自然、人、暮らしなどを簡潔にまとめた冊子の作成を進めることで、熊野古道の文化的価値を地域が一体となって後世に伝えるための支援を行います。

また、来訪者にこの地域の魅力をより深く味わっていただけるような熊野古道を活用した新たな周遊ルートの設定、歴史・文化等をテーマにした「熊野古道伊勢路ウォーク」の実施や、奈良県及び和歌山県との連携によるウォーキングツアーや物産展の開催を行います。

(2) 東紀州観光まちづくり公社の活動の充実・強化

三大都市圏を中心に、熊野古道伊勢路など地域資源を活かした観光商品のエージェントセールスや雑誌等メディアへの情報発信を行うとともに、新たに、みえ熊野学講座等を活用したツアーを実施します。

また、熊野古道語り部友の会、熊野古道保存会、みえ熊野学研究会の活動など、地域の人びとによる自主的な地域づくりを生かし、三大都市圏等で文化講座を開催することで、東紀州地域の魅力を発信します。

(3) 集客交流拠点の集客力向上

熊野古道センターでは、中学生による語り部体験発表会、熊野古道やその周辺の史跡等を紹介するツアー、熊野古道写真学校等を実施するとともに、熊野古道のもてなしをテーマにした企画展示などを行います。

また、紀南中核的交流施設では、熊野古道体験ツアー（松本峠）、花の窟と産田神社ツアーなどの体験プログラムを引き続き実施します。

(4) 東紀州地域観光圏を活用した集客力向上

観光圏整備事業では、「伊勢神宮と熊野三山を結ぶ“熊野古道伊勢路”を世界へ」をテーマとして、外国語版（英語、中国語）の熊野古道ガイドブックの作成、英語版のホームページの作成などを行います。

12 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組について

1 取組の現状について

(1) 成果発表・交流会の開催

平成22年2月28日に中止となりました平成21年度「^{うま}美し国おこし・三重」成果発表・交流会を次のとおり開催し、パートナーグループ等の活動内容を発信するとともに多様な交流・連携を促進しました。

① 日時 平成22年6月6日(日) 9:50~16:00 (開場9:30)

② 場所 メッセウイング・みえ展示ホール(津市北河路町19-1)

③ 参加・来場者数 約2,200人

(主な内訳)

・来賓	31人
・一般来場者	約1,700人
・ワールドカフェ参加者	144人
・出展者数	55グループ・団体、300人
パートナーグループ	32グループ・193人
市町関係	8団体・32人
企業	4企業・34人
県関係	10部局室等・41人

今後もこのような機会を設け、「地域での^{うま}美し国おこし」、「テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこし」の取組を加速させていきます。

(2) 評価委員会の設立

プロデュース業務を含む「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の成果について、第三者の視点を加えるなど中立的な検証・評価を行う評価委員会を設立し、第1回委員会を7月中旬に開催する予定です。(五十音順)

評価委員	職種
伊賀 恵	弁護士
岩崎 恭典	大学教授
亀山 裕美子	地域づくり実践者
辻村 勝則	地域づくり実践者
朴 恵淑	大学教授
松本 美穂	シンクタンク(NPO)代表理事
山中 利之	公認会計士

(3) 地域担当プロデューサーの増員

地域での取組をより細やかに支援していくため、県内在住者又は県内に本・支店、営業所等を有する事業者を対象に、6月2日から23日まで2名(常勤型1名・非常勤型1名)の募集を行っており、書類審査やプレゼンテーション等による審査を経て、7月5日からの業務開始を予定しています。

2 平成21年度の取組に対するパートナーグループへのアンケート結果

平成21年度に登録をいただいたパートナーグループを対象に、アンケート調査を行った結果は以下のとおりです。

対象パートナーグループ 153

回答パートナーグループ 142

回答率 92.8%

(1) 取組に参画して、グループの活動は充実したものとなりましたか？

(有効回答数101)

- ・充実した 39 (38.6%)
- ・概ね充実した 46 (45.5%)
- ・どちらかといえば充実しなかった 5 (5.0%)
- ・充実しなかった 11 (10.9%)

(2) 取組に参画して一番良かった点は何ですか？(自由記述)

「外部の目線から助言をいただき、問題点や改善点に気づいた」「他のグループとの交流が持て、それによってグループ内の結束が深まった」「活動の広がりができ、会全体にやる気が出てきた」など、助言やネットワーク化、パートナーグループ内の変化について多くの記述がありました。

(3) 「^{うま}美し国おこし・三重」のサポートメニューについてお聞かせください。

① プロデューサーの助言(有効回答数134)

- ・満足 41 (30.6%)
- ・概ね満足 73 (54.5%)
- ・どちらかといえば不満足 19 (14.2%)
- ・不満足 1 (0.7%)

② 他地域・異分野グループ等とのネットワーク化支援(有効回答数96)

- ・満足 15 (15.6%)
- ・概ね満足 57 (59.4%)
- ・どちらかといえば不満足 16 (16.7%)
- ・不満足 8 (8.3%)

③ 広報支援(ホームページや実行委員会で発行する広報紙への記事掲載、グループ作成のチラシ・ポスターの配布など)(有効回答数114)

- ・満足 28 (24.6%)
- ・概ね満足 60 (52.6%)
- ・どちらかといえば不満足 16 (14.0%)
- ・不満足 10 (8.8%)

(4) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組に参画することで、新たに築くことのできたネットワークの件数を教えてください。(グループ、個人を含む)

ネットワーク総数 109件

(5) 「^{うま}美し国おこし・三重」の取組で、今後期待するものはどういったものでしょうか？（複数回答）

- ・財政的支援 …………… 67 (49.3%)
- ・プロデューサーの助言 64 (47.1%)
- ・広報支援 …………… 63 (46.3%)
- ・ネットワーク化支援 62 (45.6%)
- ・専門家派遣 …………… 54 (39.7%)
- ・研修の受講 …………… 27 (19.9%)

(6) 自由意見（主な意見）

① 座談会関係

- ・他団体との綿密な交流ができ、人との絆が強固なものとなった
- ・分野ごとでの交流会があったら良い
- ・ワールドカフェなど、意見交換の場に終わることなく、もう一步踏み込んで実践の場を設定できないか

② 助言・支援

- ・何より嬉しかったことは、迷いつつあった時に背中を押してもらえたこと
- ・地元の事情や状況のある程度認識できている、地域在住のプロデューサーが多くいた方が良いように思う
- ・財政的支援（使い勝手の良い財源支援）に期待
- ・この事業は三重県の事業であるはずなのに、市町により財政支援の有無の差があるのはおかしい
- ・ネット上でやり取りできる場があったらうれしい
- ・地域性のあるネットワークづくりが大切

③ その他

- ・6年間の事業なので、担当者を変えないでほしい
- ・全パートナーグループの浮上は難しい。地域の特徴を生かした重点活動が必要ではないか
- ・具体的な活動があまり見えない。コミュニケーション不足ではないか
- ・事があまりに大きく思う。今している事をしっかり地固めしないと前には進めない
- ・盛り上がりが全く感じられない

3 取組の実績等

(1) 「座談会」等の開催状況

「地域づくりに取り組んでいる」または「これから始めようとする」住民の皆さんを対象に、地域の課題や将来の展望を語る場である座談会、説明会等を市町と調整の上、今年度4、5月で127回、通算774回開催しました。

(2) パートナーグループ登録の状況

「^{うま}美し国おこし・三重」の取組の趣旨に沿って、自発的に地域をより良くしていこうとする活動を行うパートナーグループに、今年度4、5月で17件、通算170件登録いただきました。

(3) サポートメニューの運用

① 人材育成研修の実施

パートナーグループや中間支援組織の皆さん、市町職員等を対象とした研修を次のとおり予定しています。

ファシリテーション研修については、現在、受講者を募集しています。

【ファシリテーション研修】

熊野（7月～9月）、松阪（8月～10月）、鈴鹿（8月～10月）

【広報・情報発信研修】

津（9月～10月）、四日市（9月～10月）、伊勢（10月～11月）

② 専門家派遣の実施

パートナーグループの活動を活性化し、課題を解決するため、パートナーグループの要請に基づき、プロデューサーと協議の上、専門家の派遣を行っています。今年度4、5月で2件、延べ2回（日）、通算11件、延べ18回（日）行いました。

③ 財政的支援の実施

プロジェクトを企画し、認定を受けたパートナーグループに対し、市町の考え方に沿って、自立・持続していくために必要な初期投資にかかる経費を1回に限り市町とともに支援します。今年度は現在、1件の企画を審議中です。（平成21年度は4件の支援を行いました。）

(4) サポーターズクラブ（平成21年10月創設）

「^{うま}美し国おこし・三重」の趣旨に賛同し、取組を応援していただける皆さんに登録いただいています。（平成22年6月8日現在26団体、個人83名登録）

6月6日開催の成果発表・交流会には、大学生など11名の皆さんに運営に参加いただきました。

(5) マスコットキャラクターの愛称募集

平成22年4月17日から6月7日まで募集を行ったところ、3,301件の応募があり、現在選定作業を行っているところです。

(6) テーマに基づき全県的に取り組む^{うま}美し国おこしの状況

平成22～23年度は「人と自然の“絆”づくり」を理念に、「海の命・森の命」をテーマに、関連するパートナーグループとの調整を図りながら、プロジェクト企画の検討を進めているところであり、8月以降、順次個別・具体的なプロジェクトを展開していく予定です。

13 審議会等の審議状況について
(平成22年2月16日～平成22年6月6日)

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	平成22年3月16日
3 委員	会長 九鬼 精一郎 委員 滝澤 多佳子 他6名
4 諮問事項	平成22年度の固定資産（土地及び家屋）に係る提示 平均価額について
5 調査審議結果	原案について承認を得る
6 備考	